

# 福岡県公報

平成二十二年一月十三日  
第三千六十号  
増刊  
①

## 目次

再掲

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則

(人事課) …………… 一

## 再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

### 福岡県規則第五号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十二条第一項の規定に基づき、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。

第一順位 副知事 山崎建典

第二順位 副知事 海老井悦子

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の廃止)

2 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成十八年福岡県規則第五十三号)は、廃止する。